

News Release

報道各社各位

2014年10月27日

株式会社日本アルトマーク

後発調算定要件変更で届出薬局が1.1万件減少
後発調算定比率は48%、算定薬局のうち「区分2」の届け出45%
～2014年7月時点～

医療データベースで実績を持つ株式会社日本アルトマークは、定期調査の一環として調剤基本料の後発医薬品調剤体制加算届け出状況について、2014年7月1日時点で全国調査を実施しました。2013年12月1日と2014年7月1日時点の調査結果と比較分析の概要をニュースリリースします。

☆ 記事掲載誌は下記のリリース問い合わせ先まで一部郵送をお願いいたします。

…………… リリース問い合わせ先 ……………
株式会社日本アルトマーク
MDB オペレーション部
カスタマーサポートグループ 鈴木・関口
〒103- 0007
東京都中央区日本橋浜町2-45-1
TEL. 03-3249-8232
FAX. 03-3249-8390
<http://www.ultmarc.co.jp>
……………

【会社概要】

会社名	株式会社日本アルトマーク
代表者	代表取締役社長 平野 浩治
所在地	東京都中央区日本橋浜町2-45-1
資本金	5,550万円
設立	1962年3月
従業員数	148名(2014年3月31日現在)
事業内容	メディカルデータベース(MDB)事業

後発調算定要件変更で届出薬局が 1.1 万件減少 後発調算定比率は 48%、算定薬局のうち「区分 2」の届け出 45% ～2014 年 7 月時点～

◇全国で 2 万 6, 743 薬局が加算届け出

株式会社日本アルトマーク（以下「㈱日本アルトマーク」、東京都中央区・代表取締役社長 平野浩治）は年 2 回、全国調剤薬局の後発医薬品調剤体制加算届出状況を調査している。2014 年 7 月 1 日時点で全国の厚生局に対して行った調査の結果をまとめた。

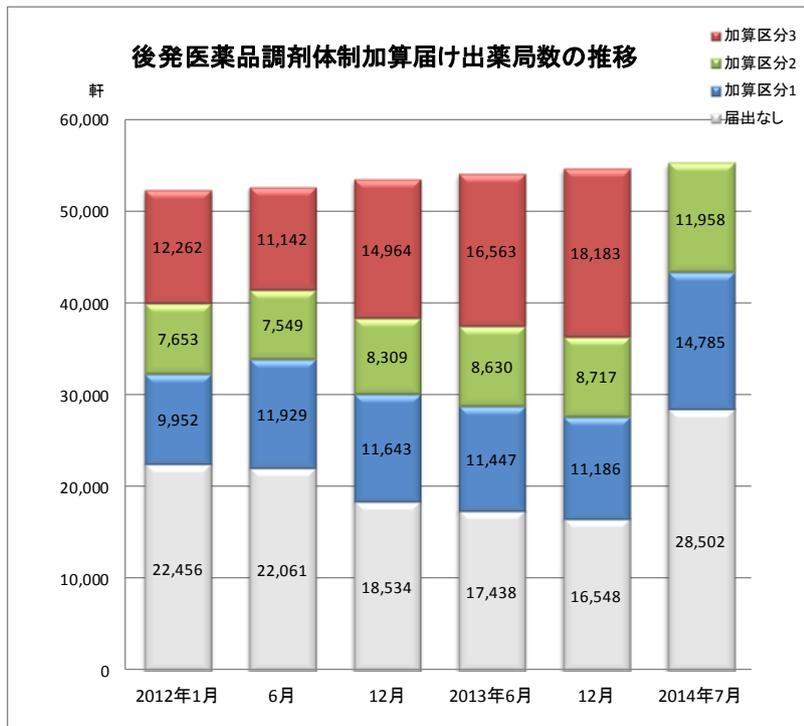
薬局における後発医薬品の調剤を促すため、2014 年度診療報酬改定で後発医薬品調剤体制加算（後発調）は算定方式が後発医薬品の数量シェアへ見直され、評価も 3 段階から 2 段階へ改められたが、14 年 7 月 1 日時点で全国調剤薬局の 2 万 6, 743 軒から届け出があり、改定前の 13 年 12 月 1 日時点で行った前回調査より 1 万 1, 343 軒減少していることがわかった。

後発調算定調剤薬局で 2 段階の評価のうち加算点数が高い「区分 2」を届け出た薬局は 44.7%となり、「区分 1」の 55.3%を下回った。また、14 年 7 月 1 日時点で後発調を届け出ている薬局の 86.0%が 13 年 12 月 1 日調査時点で「区分 2」「区分 3」を届け出ている薬局で占められ、届け出薬局全体の 64.0%は加算点数がより高い「区分 3」の届け出薬局であった。

◇半年間で加算の届け出は 1 万 1, 343 薬局減少

後発調の算定区分の変動について、2014 年 7 月 1 日時点の状況を把握するため、全国の厚生局に情報開示を求めたうえで、これまでに実施した 2013 年 12 月 1 日時点での調査結果と比較分析した。

調査の結果、全国にある 5 万 5, 245 軒の調剤薬局のうち、14 年 7 月 1 日時点で後発調を算定していた薬局は 2 万 6, 743 軒（48.4%）となり、13 年 12 月 1 日時点から 1 万 1, 343 軒（21.3 ポイント）減少した。



出典：㈱日本アルトマーク「薬局の後発医薬品調剤体制加算届け出状況 全国調査」

◇届け出割合は沖縄の82%がトップ

後発調の算定状況を都道府県で見ると、調剤薬局数に対して届け出割合が最も高いのは沖縄で82.4%だった。届け出割合が70%を超えたのは2県で、鹿児島71.3%が沖縄に続いている。届け出割合が30%を下回るのは徳島の27.2%と山梨の28.9%だった。改定前の2013年12月1日調査時点で70%を超えていたのは29道県、50%に届かなかったのは徳島の1県だったことから、2014年度診療報酬改定による算定要件見直しのインパクトが大きかったことが分かる。

沖縄は今回を含め改定前過去6回の調査において、いずれも届け出割合が全国で最も高かった。また、調剤医療費における後発医薬品割合（数量ベース）で見ても、沖縄は66.5%（2013年度末、新指標）と全国で最も高く、調剤薬局の後発調届け出割合とも連動している。

◇「区分2」割合が50%超は15県

2014年7月1日時点で後発調を届け出ている調剤薬局の算定区分をみると、加算点数が高い「区分2」が1万1,958軒（44.7%）だった。2014年度診療報酬改定で数量ベースによる後発医薬品の使用割合を65%以上に引き上げるなど、「区分2」には算定要件に比較的高いハードルが設定され、「区分1」の届け出1万4,785軒（55.3%）を下回った。

都道府県で「区分2」の算定割合が50%を超えているところは、沖縄の68.2%を筆頭に、山形58.9%、鹿児島58.7%、佐賀57.1%、岩手56.7%、熊本55.1%、群馬53.9%、青森・島根53.6%、宮城51.2%、新潟51.0%、静岡50.4%、宮崎・福岡50.1%、山口50.0%の15県を数えた。

また、14年7月1日時点で後発調を届け出ている薬局の86.0%が13年12月1日調査時点で「区分2」「区分3」を届け出ている薬局で占められており、届け出薬局全体の64.0%が「区分3」を届け出ている薬局であった。改定後に「区分2」を届け出た薬局のうち、84.8%は13年12月1日調査時点で「区分3」を届け出ている。

算定要件を強化した今回の改定は、小規模の薬局や調剤薬局チェーンに打撃を与えたとみられ、とくに55%以上に設定された数量割合が高いハードルとなっている模様だ。過去の算定要件の見直しでは一時的に算定薬局の減少が見られたものの、やがて増加に転じている。今回の算定要件の見直しが調剤薬局の経営に今後どのような影響を及ぼすか、しばらくは注視が必要だ。

（メモ）

薬局における後発医薬品調剤体制加算の見直しについて：

2012年度診療報酬改定で後発調の算定要件が見直され、数量ベースでの後発医薬品の使用割合が22%以上の「加算区分1」（5点）、30%以上の「加算区分2」（15点）、35%以上の「加算区分3」（19点）の3段階に改められた。2014年度診療報酬改定ではさらに後発調の算定要件が見直され、数量ベース（後発医薬品に置き換えられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェア）での後発医薬品の使用量が55%以上の「加算区分1」（18点）、65%以上の「加算区分2」（22点）の2段階に改められた。

薬局は3か月間の調剤実績をもとに後発品の使用割合を算出し、加算区分を厚生局へ届け出て算定する。

表1) 後発医薬品調剤体制加算届け出薬局数の比較 (2013年12月・2014年7月)

都道府県名	後発医薬品調剤体制加算届け出薬局数		
	2014年7月	2013年12月	7月-12月差分
合計	26,743	38,086	△ 11,343
北海道	1,179	1,671	△ 492
青森県	317	430	△ 113
岩手県	381	474	△ 93
宮城県	563	765	△ 202
秋田県	183	306	△ 123
山形県	367	437	△ 70
福島県	345	547	△ 202
茨城県	531	786	△ 255
栃木県	332	557	△ 225
群馬県	466	597	△ 131
埼玉県	1,364	1,871	△ 507
千葉県	1,122	1,600	△ 478
東京都	2,409	3,624	△ 1,215
神奈川県	1,641	2,435	△ 794
新潟県	610	762	△ 152
富山県	235	327	△ 92
石川県	243	337	△ 94
福井県	151	197	△ 46
山梨県	126	251	△ 125
長野県	523	676	△ 153
岐阜県	447	622	△ 175
静岡県	921	1,200	△ 279
愛知県	1,352	1,996	△ 644
三重県	398	537	△ 139
滋賀県	228	349	△ 121
京都府	384	602	△ 218
大阪府	1,548	2,524	△ 976
兵庫県	1,203	1,768	△ 565
奈良県	254	375	△ 121
和歌山県	153	244	△ 91
鳥取県	141	182	△ 41
島根県	183	249	△ 66
岡山県	426	568	△ 142
広島県	663	975	△ 312
山口県	446	576	△ 130
徳島県	104	188	△ 84
香川県	233	324	△ 91
愛媛県	243	370	△ 127
高知県	137	234	△ 97
福岡県	1,483	2,003	△ 520
佐賀県	266	349	△ 83
長崎県	360	534	△ 174
熊本県	465	613	△ 148
大分県	239	396	△ 157
宮崎県	343	452	△ 109
鹿児島県	610	722	△ 112
沖縄県	425	484	△ 59

出典：(株)日本アルトマーク「薬局の後発医薬品調剤体制加算届け出状況 全国調査」

表2) 後発医薬品調剤体制加算の届け出状況 (2014年7月)

都道府県名	調査対象 薬局数	後発医薬品調剤体制加算届け出薬局数				算定なし 薬局数	調査対象に対する 割合(%)
		1+2	調査対象に対する 割合(%)	後発医薬品調剤体制加算算定区分ごと薬局数			
				1: 55%	2: 65%		
合計	55,245	26,743	48.4	14,785	11,958	28,502	51.6
北海道	2,206	1,179	53.4	637	542	1,027	46.6
青森県	587	317	54.0	147	170	270	46.0
岩手県	570	381	66.8	165	216	189	33.2
宮城県	1,071	563	52.6	275	288	508	47.4
秋田県	528	183	34.7	119	64	345	65.3
山形県	544	367	67.5	151	216	177	32.5
福島県	874	345	39.5	191	154	529	60.5
茨城県	1,203	531	44.1	298	233	672	55.9
栃木県	799	332	41.6	198	134	467	58.4
群馬県	832	466	56.0	215	251	366	44.0
埼玉県	2,609	1,364	52.3	746	618	1,245	47.7
千葉県	2,253	1,122	49.8	633	489	1,131	50.2
東京都	6,250	2,409	38.5	1,552	857	3,841	61.5
神奈川県	3,569	1,641	46.0	995	646	1,928	54.0
新潟県	1,093	610	55.8	299	311	483	44.2
富山県	411	235	57.2	134	101	176	42.8
石川県	475	243	51.2	135	108	232	48.8
福井県	267	151	56.6	92	59	116	43.4
山梨県	436	126	28.9	75	51	310	71.1
長野県	921	523	56.8	303	220	398	43.2
岐阜県	966	447	46.3	251	196	519	53.7
静岡県	1,721	921	53.5	457	464	800	46.5
愛知県	3,037	1,352	44.5	750	602	1,685	55.5
三重県	748	398	53.2	222	176	350	46.8
滋賀県	520	228	43.8	158	70	292	56.2
京都府	905	384	42.4	258	126	521	57.6
大阪府	3,720	1,548	41.6	1,020	528	2,172	58.4
兵庫県	2,447	1,203	49.2	716	487	1,244	50.8
奈良県	482	254	52.7	178	76	228	47.3
和歌山県	437	153	35.0	103	50	284	65.0
鳥取県	271	141	52.0	79	62	130	48.0
島根県	307	183	59.6	85	98	124	40.4
岡山県	770	426	55.3	216	210	344	44.7
広島県	1,561	663	42.5	355	308	898	57.5
山口県	797	446	56.0	223	223	351	44.0
徳島県	382	104	27.2	57	47	278	72.8
香川県	502	233	46.4	119	114	269	53.6
愛媛県	534	243	45.5	129	114	291	54.5
高知県	368	137	37.2	82	55	231	62.8
福岡県	2,760	1,483	53.7	740	743	1,277	46.3
佐賀県	520	266	51.2	114	152	254	48.8
長崎県	724	360	49.7	205	155	364	50.3
熊本県	787	465	59.1	209	256	322	40.9
大分県	545	239	43.9	141	98	306	56.1
宮崎県	564	343	60.8	171	172	221	39.2
鹿児島県	856	610	71.3	252	358	246	28.7
沖縄県	516	425	82.4	135	290	91	17.6

出典：(株)日本アルトマーク「薬局の後発医薬品調剤体制加算届け出状況 全国調査」